

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年12月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300122 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300029 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成4年6月1日から同年1月27日に訂正し、同年1月から同年5月までの期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成4年1月27日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年1月27日から同年6月1日まで

国の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成4年6月1日となっているが、私は、同社に同年1月27日から勤務しており、所持する請求期間の一部の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、A社において平成4年1月27日に資格を取得したことが確認でき、オンライン記録によると、当該雇用保険被保険者資格の取得年月日と同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録が、同年6月8日に資格取得時に遡及して取消処理され、改めて同年6月1日に資格を取得したと記録されたため、請求期間は未加入期間となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、平成4年6月8日に、請求期間当時の代表取締役を含む44人に係る平成3年12月31日の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が、遡及して行われていることが確認できる上、当初平成4年1月

13日から同年3月23日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した請求者及び現在の代表取締役を含む10人が、同年6月8日にそれぞれの資格取得年月日に遡及して資格取得の取消処理が行われていることが確認できる。

さらに、上記遡及資格喪失処理及び資格取得取消処理が行われた54人のうち50人が、平成4年6月1日に資格を取得又は再取得しており、当該資格取得の処理は、同年6月4日に行われていることが確認できる。

しかしながら、上記54人の雇用保険被保険者の記録によると、上記44人の遡及資格喪失が処理された期間及び請求者を含む上記10人の資格取得が取消処理された期間において、全員が継続して一般被保険者であった記録が確認できる。

また、請求者は、請求期間を含め、A社に勤務していた期間の雇用形態に変更はない旨陳述し、請求者から提出された平成4年3月から同年6月までの給与明細書によると、1か月の勤務日数が同年5月を除きいずれも20日以上であることが確認できることから、請求者は、請求期間に同社において厚生年金保険被保険者となる要件を満たす勤務形態であったことが認められる。

さらに、上記54人のうちA社の現在の代表取締役、請求期間当時の代表取締役及び複数の同僚は、請求期間当時の同社の経営状況はあまりよくなかった旨回答又は陳述しており、当該同僚のうち一人は給料の遅配があった旨回答している。

加えて、上記複数の同僚のうち、請求期間当時にA社の管理職であったとする者は、同社が社会保険料を滞納していたため、上司が社会保険事務所（当時）の職員と相談し、社員全員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたと聞いたことから、自分の記録が取り消された期間に在籍した従業員の記録は皆取り消されたはずである旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成4年1月27日に取得した厚生年金保険被保険者資格について取消処理を行う合理的な理由はなく、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年6月1日から同年1月27日に訂正することが必要である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における上記取消処理前の厚生年金保険被保険者の記録から、17万円とすることが妥当である。